

群馬県道段差自転車転倒 損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課訟務係

群馬県道段差自転車転倒損害賠償請求事件

〔二審判決〕平成二一年六月四日

前橋地方裁判所 請求棄却

〔二審判決〕平成二一年一〇月二七日

東京高等裁判所 請求棄却（確定）

1 事件の概要

本件は、原告が群馬県道桐生伊勢崎線の車道外側部分（以下「本件道路脇部分」という。）を自転車で走行中、舗装された歩道面とその脇の未舗装部分の間に約七、八センチメートルの段差が生じたため、前輪が落ちて走行の自由を失い、車道上に投げ出されたところ、反対方向から走行してきた自動車に轢かれて（以下「本件事故」という。）負傷し、自転車等を毀損したとして群馬県に対し、段差のある道路部分を通行の用に供したことは道路の設置又は管理上の瑕疵にあたるとして国家賠償法第二条第一項による損害賠償を請求し、また、自動車の運転手に対して、自動車損害賠償保障法

第三条、及び前方注視又は安全運転義務の懈怠による過失に基づく民法第七〇九条の不法行為による損倍賠償をそれぞれ請求したものである。（請求額：六七四万六、一五六円）

2 判決の概要

〔二審〕 本件道路脇部分のうち、舗装部分は、道路構造令に定める「歩道」に該当し、未舗装部分は、関係法令上「歩道」に該当するか「路肩」に該当するか明確ではないが、いずれにしても歩行者の通行の用に供せられていたものと認められることから、本件道路脇部分は、歩行者の通行の用に供せられているものと認められる。歩行者の通行の用に供されているものとして見ると、本件道路脇部分は、本件段差があつたとしても通常有すべき安全性を欠いていたとはいえない。よって、本件道路脇部分について、被告群馬県に道路の設置、管理上の瑕疵は認められない。また、被告運転手についても、運転上の注意義務違反は認められない。

〔二審〕 一審判決と同一旨

3 判決のポイント

① 被告群馬県の瑕疵の有無について

ア 本件道路脇部分の通常の用途との関係

本件事故現場の道路は、片側一車線、幅員各三メートルの県道で交通量が多いことから、自転車通行者が原告と同じ進行方向に進しようとする場合には、車道ではなく、本件道路脇部分を通行する場合が多いが、道路構造令上、本件道路脇部分の舗装部分は専ら歩行者の通行の用に供するために設けられる道路（歩道）に当たり、道路交通法上、自転車の通行が許されない場所であるとされている。また、未舗装部分についても、関係法令上、「歩道」ないし「路肩」のいずれに当たるかは定かではないが、いずれにしても自転車の通行の用に供される道路には該当しない。このことから本件道路脇部分は、自転車ではなく歩行者の通行の用に供する道路に該当するものと考えられる。そうすると、本件道路脇部分の道路は、本件段差を有しているも、歩行者の通行の用に供する道路として見る限り、通常有すべき安全性を欠いていたということはできないのであって、よって、本件道路脇部分について、被告群馬県の道路設

置・管理に瑕疵があったということではできない。
イ。

原告の通行方法に対する予測可能性との関係

本件事故現場付近においては、車道の交通状況、形状等から、自転車通行者は車道ではなく車道外側の縁石で囲まれた本件道路脇部分の道路を利用することが多いが、本件事故現場付近は原告の進行方向から見て下り坂に位置するため、その通行の方法によっては、

速度も出て本件段差により転倒する危険が存していたものと認められる。しかしながら、

本件道路脇部分は、本来自転車通行の用に供されるものではなく、自転車通行には適さない場所というべきであるから、用途外の使用をする自転車通行者の側において、本件道路脇部分の客観的形状、通行時の状況を把握し、これに対応した低速度、前方左右注視等の慎重かつ安全な通行方法を自己の責任において行うべきであり、その負担すべき相応の注意、安全通行の範囲において回避できる不備については、道路管理者は設置又は管理の責任を負わないものというべきである。これによると、道路管理者が、本件道路脇部分における用途外の自転車通行による使用を認識して

たとしても、その通行に際しては当該道路状況に応じた慎重かつ安全な方法がとられるものと予測するのが相当であるところ、本件段差による転倒は、予測していた通行方法を逸脱する危険な態様のもとに起こったものであると認められることから、道路管理者が設置、管理上の責任を負うものではない。

なお、法令上自転車通行が禁止されている本件道路脇部分に乗り入れ防止施設の設置等の措置を講じなかったことをもつても、同部の管理上の不備とすることはできない。

② 被告運転手の過失の有無について

本件事故は、被告が、前方の走行車両に続き時速四〇～四五キロメートルの速度（本件道路の指定速度は時速四〇キロメートルである。）で、車間距離が大きくとも二三メートルの状態で行っていたところ、原告が自転車としては速い速度で走行し、前記のとおり転倒して、車道に飛び出した際に生じたものである。被告の事故直前の走行速度では、右車間距離内に飛び出した原告の転倒位置の直前で停止することは、前方注意を尽くしていても不可能又は著しく困難であったというべきであり、事故当時の道路状況及び原告の走行態様等に照らして、被告が進行する道路において前方左右についてな

すべき注視義務及び安全運転義務を怠っていたと認めることはできない。